

○厚生労働省令第一号  
国土交通省令第一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項、第十七条第二項及び第二十條並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年 厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（登録申請書の記載事項）

第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一七 （略）

八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無

九 一三 （略）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十條 法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一五 （略）

（登録申請書の記載事項）

第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一七 （略）

八 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条の認可の有無

九 一三 （略）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十條 法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一五 （略）

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)  
**第二十条の二** 法第十七条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 登録事業者の使用に係る電子計算機と登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら登録住宅に入居しようとする者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧に供し、登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた当該登録住宅に入居しようとする者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 登録住宅に入居しようとする者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を登録住宅に入居しようとする者に対し通知するものであること。ただし、登録住宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を登録住宅に入居しようとする者に対し通知するものであること。ただし、登録住宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

(契約締結前の書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

**第二十条の三** 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち登録事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

**第二十条の四** 令第三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録住宅に入居しようとする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子計算機に令第三条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

(新設)

(新設)

- ロ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて登録住宅に入居しようとする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（登録事業者の遵守すべき事項）

第二十二条（略）

2 登録事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、第四項で定めるところにより、入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 登録事業者の使用に係る電子計算機と入居者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、入居者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら入居者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、入居者の使用に係る電子計算機に備えられた当該入居者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供する方法

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 入居者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号口に掲げる方法にあつては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を入居者に対し通知することであること。ただし、入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を入居者に対し通知することであること。ただし、入居者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

4 登録事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものによる承諾を得なければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 入居者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子計算機に承諾をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（登録事業者の遵守すべき事項）

第二十二条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

<p>誓約事項</p>	<p>(略)</p> <p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「し」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。</p> <p>一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>イ 書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）による契約であること。</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>
-------------	---

<p>誓約事項</p>	<p>(略)</p> <p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「し」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。</p> <p>一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>イ 書面による契約であること。</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>
-------------	--

ロ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち登録事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であつても、入居者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該入居者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 入居者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録事業者の使用に係る電子計算機に申出する旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 登録事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに申出する旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出する旨を記録したものを交付する方法

8 第五項の規定は、前項各号に掲げる方法について準用する。

別記様式第一号（第四条関係）

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

別記様式第一号（第四条関係）

1. ～ 5. (略)

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

別紙

別紙

附 則

(施行期日)

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十四条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

(略) (略)  
7. ～ 10. (略) (略)

(略) (略)  
7. ～ 10. (略) (略)